

令和 3 年度

雇用対策協定事業計画

以下の項目について連携して取り組むこととする。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止もあり得る事業

1. 障がい者の活躍の推進

企業における障がい者雇用に関する理解を深め、障がい特性に応じた受入体制を整えるとともに、障がい者の自立のため、関係機関が連携し個々の特性に応じた支援を行う。

【協同して実施する業務】

※障がい者雇用促進のための事業所訪問

※障がい者雇用促進セミナーの開催

※障がい者就職面接会、障がい者企業説明会の開催

【労働局が実施する業務】

- ・雇用率未達成企業等に対する訪問指導又は集団指導及び障がい者雇用のための各種情報発信
- ・就職支援コーディネーター及び精神障害者雇用トータルサポーター等による、障がいの特性に応じた相談支援の充実
- ・三重障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター（障がい者就業・生活支援センターいくる）等と連携した求職から定着までの支援の充実
- ・医療・福祉から一般企業への就職に向けた関係機関との連携による就労支援
- ・特別支援学校と連携した障がい生徒への就職支援
- ・効果的な職業訓練の受講あっせん及び就職支援
- ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

【市が実施する業務】

- ・障がい者職場体験実習の実施
- ・障がい者サポーター制度の周知・活用促進
- ・手話言語条例に基づく施策の実施
- ・就労支援施設等からの物品等調達の周知・活用促進
- ・伊勢市内の地域相談支援センターの周知・活用促進及びハローワークとの連携推進

2. 女性の活躍の推進等

子育てと仕事の両立を望みながらも、様々な事情により求職活動を行っていない女性が相当数存在する中、女性の就業率向上を図る上で、一人ひとりの希望や状況に応じて支援を行う。

【協同して実施する業務】

- ・ 児童扶養手当の現況届提出時の「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施、案内
- ※女性の就職支援セミナーの開催

【労働局が実施する業務】

- ・ マザーズコーナーにおける担当者制による職業相談・職業紹介
- ・ 再就職を希望する求職者に対する職業訓練に関する情報提供と積極的な誘導・あっせん
- ・ 仕事と子育て等を両立しやすい職場環境の整備
- ・ 育児・介護休業法の周知啓発
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん・プラチナくるみん認定制度」の周知・活用促進
- ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし・プラチナえるぼし認定制度」の周知・活用促進
- ・ 伊勢市男女共同参画推進被表彰事業者の周知

【市が実施する業務】

- ・ 男女共同参画推進事業者の表彰
- ※女性活躍推進セミナーの開催

3. 高齢者の活躍の推進

企業を退職した高齢者の活動の中心となる地域社会において、地域のニーズに応じた多様な就業機会の確保が重要な課題となっているため、高齢者が地域社会で活躍できる環境を整備する。

【協同して実施する業務】

- ・ 高齢者向け求人確保の推進

【労働局が実施する業務】

- ・ 高齢者の特性に配慮した職業相談、職業紹介
- ・ 生涯現役社会を実現するための、企業における 70 歳までの就業機会の確保に向けた支援

【市が実施する業務】

- ・ シルバー人材センターの就業機会確保の啓発

4. 若者の活躍の推進

地域の次代を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分発揮できる環境の整備に向けた取組を進めていく。

【協同して実施する業務】

- ※地元企業見学バスツアーの実施
インターンシップの促進

【労働局が実施する業務】

- ・ 就職支援ナビゲーターによる新規学卒者に対する就職支援、職場定着支援
- ・ 就職氷河期世代及びフリーター等に対する個別支援による正社員就職の促進
- ・ 「キャリアアップ助成金」の活用による非正規労働者の正社員転換の促進
- ・ 「トライアル雇用助成金」や「求職者支援訓練」の活用によるフリーター・ニート等の正社員就職の促進
- ・ 「若者雇用促進法に基づく認定制度（ユースエール認定）」の普及・拡大及び情報の発信
- ・ 伊勢市若年者資格取得支援事業の周知

【市が実施する業務】

- ・ いせ若者就業サポートステーションの補完事業の実施
- ・ 若年者資格取得支援事業の実施
- ・ 南三重地域就労対策協議会への参画（就活サイトの運営等）

5. 生活困窮者等の活躍の推進

市と安定所との協定（「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書」）に基づき、生活保護受給者並びに自立相談事業の支援を受けている生活困窮者等を対象に、就労による経済的自立を図る。

【協同して実施する業務】

- ・ 市ならびに伊勢市生活サポートセンター「あゆみ」とのケース会議、支援対象者の情報交換及び共有化
- ・ 就労支援員・ケースワーカー等とハローワークの連携の促進

【労働局が実施する業務】

- ・ 就職支援ナビゲーターによる個別支援
- ・ 就職支援ナビゲーターによる求人開拓及び情報提供

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の事業主等への周知

【市が実施する業務】

- ・ 自立相談支援事業（伊勢市社会福祉協議会へ委託）の実施
- ・ 一般就労に至らない生活困窮者に対する就労準備支援事業の実施

6. その他

（1）事業所支援

人材不足分野等に対する人材確保等のための総合的な支援を実施する。

【労働局が実施する業務】

- ・ ミニ面接会等の開催
- ・ 事業所の雇用管理改善による『魅力ある職場づくり』の推進
- ・ UIJ ターン就職の支援

【市が実施する業務】

- ・ 地方創生推進交付金を活用した移住支援事業の実施

（2）人材の育成

経済社会環境の変化に対応していくためには、労働者の能力開発、生産性を向上させることが重要である。

【労働局が実施する業務】

- ・ 地域の人材ニーズ、また離職者等の多様な就業ニーズを踏まえた公的職業訓練の充実
- ・ 求職者に対するハローワークによる適切な公的職業訓練への誘導及び修了後の就職支援

【市が実施する業務】

- ・ 労働局が実施する職業訓練等の広報

7. 協定に基づく取組に関する目標

市と労働局は、事業を推進し協定の目的を達成するため共通の目標を定める。

(1) 伊勢市内企業における障がい者法定雇用率達成企業の割合

	目標	実績
令和2年度	68.5%	60.3%
令和3年度	63.9%	

(2) いせ若者就業サポートステーションの就職率

	目標	実績
令和2年度	72%	60%
令和3年度	73%	

(3) 生活保護受給者等就労自立促進事業支援対象目標値

※伊勢志摩地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会

	目標	実績
令和2年度	63人 (42人就職目標数)	83人 (40人就職数)
令和3年度	95人 (63人就職目標数)	